

## 柴監告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した随時監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月9日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 森 裕樹

### 1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項の規定による監査）

### 2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 森 裕樹

### 3 監査の概要

#### (1) 監査の対象

令和3年度工事請負・委託等契約（下期）

（令和3年10月1日から令和4年3月31日までに締結した契約から抽出）

#### (2) 実施年月日及び対象課等

実施年月日	監査対象課等	工事請負・委託等契約名
令和4年 5月20日	スポーツ振興課	(仮称)柴田町総合体育館整備事業包括事業契約

#### (3) 監査の場所 監査委員室

#### (4) 監査の方法及び着眼点

契約について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

### 4 監査の結果

適正かつ効率的に執行されていると認められた。